

証券コード 3032

2025年6月12日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号

株式会社 ゴルフ・ドウ

代表取締役社長 佐 久 間 功

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、どちらかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.golfdco.co.jp/ir/meeting/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「第38期 定時株主総会」を選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3032/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用いただいた議決権行使も可能です。

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、本招集ご通知4～5頁をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
 2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル
4F THE MARK ROOM（ザ・マークルーム）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告 新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類 連結注記表
- ・計算書類 個別注記表

※ 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.golfdco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

※ 本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月27日(金曜日)午前10時

開催場所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ・マーク グランド ホテル 4F ザ・マークルーム

2 書面(郵送)で議決権を行使いただく場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日)午後5時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2025年6月26日(木曜日)午後5時まで

詳細は、次頁を
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面(郵送)とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

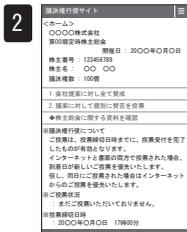
インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



QRコードを読み込み



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

〔受付時間〕午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政策金利が利上げされ、金利のある世界への転換を進めておりますが、止まる所を知らない物価上昇が家計を圧迫するとともに、力強さに欠ける個人消費を演出しております。また、解消されない人手不足が、経済成長の足かせとなっております。一方で円安を背景とした旺盛な訪日外国人消費や過去最高となった輸出により、経済は緩やかながらも回復へ向かっているものと思われます。海外においては、米国の関税政策が世界経済を揺るがすとともに、米国経済にも景気の減速懸念が強まってきております。加えて中国経済の停滞、各地の地政学的緊張等により、世界経済は混迷を深めているものと思われます。

リユース市場においては、物価上昇に対する生活防衛消費やブランド品を中心とした旺盛な外国人消費が目立っておりますが、その裏ではジャンルを問わず買取り争奪戦が繰り広げられております。また、異業種からの新規参入や成長戦略に伴ったM&A等もあり、市場は力強い拡大が続いているものと推測されます。

ゴルフ用品市場においては、気候と新製品の影響が目立った1年となりました。気候においては、夏から秋は全国的な過去最高気温又はそれに匹敵する高温に台風、大雨があり、秋は気温の変化が激しいことからベストシーズンが短く、冬は気温の低下と降雪地域における雪の多さにより、特に実店舗への影響が大きかったものと推測されます。新製品においては、特に2月の海外メーカー3社の新製品同日発売が話題となり、市場の底上げにもつながったものと推測されます。なお、株式会社矢野経済研究所「YPSゴルフデータ」によりますと、2024年度(2024年4月～2025年3月)の新品クラブ及びボール等用品類のカテゴリー合計前年比は、販売数量ベース98.0%、金額ベース100.8%となっており、値上げ等で単価上昇が進んでいることが窺えます。

ゴルフ場及び練習場においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result-2.html>)を基に算出した2024年4月～12月のゴルフ場・ゴルフ練習場の利用者数前期比は、それぞれ98.3%・96.5%で、前期を下回ったようです。(経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」は、2024年12月の調査をもって終了しております。)

また、総務省統計局「サービス産業動態統計調査結果」(<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html>)を基に算出した2025年1月～3月のゴルフ場・練習場の売上前年同月比は、それぞれ1月100.5%・91.7%、2月91.3%・89.2%、3月90.5%・97.4%となりました。(数値は速報からの算出です。)

このような経営環境のなか、当社グループにおいては、2025年1月に「ゴルフドゥ！オンラインショップ」でご購入時のポイント付与を開始するとともに、「ゴルフドゥ！」店舗との会員統合・ポイント共通化を果たしました。これにより、今まで皆無であったデータの相互活用が、データの一元化によって効果的かつ効率的にできるようになり、お客様は店舗とオンラインショップのどちらでもポイントを貯めてご使用いただけるようになりました。なお、会員統合・ポイント共通化というオムニチャネルの基盤が完成したことで、今後、店舗とオンラインショップが融合する悲願のオムニチャネル化を加速してまいります。また、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」は同月にセール機能が搭載され、時間等を限定した価格訴求が可能となり、コンテンツのバリエーションが充実するとともにサイトのお得感が向上いたしました。当連結会計年度は、「EC戦略の強化」方針のもと、7月に2度目となるリニューアル、9月に新サービス「買替え割」をスタートしており、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」にとって大きな変革の年となりました。費用面においては、前連結会計年度と比較し大きく上回っているものとして、パートタイマーの時給改定と人手不足に対する採用の増加による雑給、クレジットカード及びECモール(楽天市場、メルカリShop)出店手数料の増加による支払手数料、ECサイトの拡大等に伴う保守料、ECサイトの送付用段ボール箱及びパソコン購入の増加による消耗品費があげられます。

直営事業においては、「ゴルフドゥ！」直営店は猛暑、大雨など特に夏場の気候の影響が大きかったものの、一方で冬場は気候が比較的安定していた関東地方が中心であったことに加えて、2月の海外メーカー3社の新製品同日発売効果もあり、第4四半期の売上高は高水準で推移いたしました。

た。また、当連結会計年度の月別売上高は過去最高となった6月を始めとして、12ヶ月中9ヶ月が当月売上高の記録を更新しており、その原動力であるEC系販売は実店舗の補完機能の域を越えつつあります。なお、当連結会計年度の同店の売上高前年増減率（当社子会社の運営店舗を含まない。）は、全店ベースで5.5%増、既存店ベースで5.7%増となりました。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店の店舗数減少に伴うロイヤリティの減収が続きましたが、既存店においては販売先行による在庫減少の不安はあるものの、EC系販売の支えもあって堅調に推移した1年となりました。なお、当連結会計年度の同店の売上高前年増減率（当社子会社の運営店舗を含む）は、全店ベースで2.2%減、既存店ベースで2.9%増となりました。

当連結会計年度における「ゴルフドゥ！」のオープンは新規が1店舗であり、2025年3月31日現在の「ゴルフドゥ！」は、直営23店舗、フランチャイズ45店舗（当社子会社の運営店舗を含む。）、合計68店舗、チェーン合計の売上高前年増減率は、全店ベース1.4%増、既存店ベース4.2%増となりました。

営業販売事業においては、米国のインフレと円安の状況が続いていることによってUSモデルの価格訴求力の低下が続いており、売れ筋となる商品が減少するとともにその確保も難しい状況が続いております。また、売れ筋商品を中心に卸売りへの在庫投入が優先される一方で、国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」は厳しい在庫状況が続いております。米国子会社は新製品や中古品の小売りが堅調に推移するものの、日本への卸売り減少が大きく響いております。

アパレル事業においては、猛暑に対する夏物衣料や気温の低下による防寒衣料などシーズン品の動きは良かったものの、不安定な気温による客数の伸び悩みに加えて人員体制が一年を通して安定せず、当連結会計年度の月別売上高は12ヶ月中8ヶ月が前年同月を下回りました。なお、「シューラルー」のフランチャイズ契約を2025年3月31日付で終了いたしましたため、それに伴ってアパレル事業は当連結会計年度で終了となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高59億17百万円（前連結会計年度売上高57億73百万円、前連結会計年度比2.5%増）、営業利益28百万円（前連結会計年度営業損失1百万円）、経常利益37百万円（前連結

会計年度経常損失37百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益17百万円(前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純損失51百万円)となりました。

当連結会計年度における事業別の業績は、次のとおりであります。

直営事業においては、売上高46億24百万円(前連結会計年度売上高43億36百万円、前連結会計年度比6.6%増)、セグメント利益3億38百万円(前連結会計年度セグメント利益2億72百万円、同24.2%増)となりました。

フランチャイズ事業においては、売上高4億44百万円(前連結会計年度売上高4億64百万円、前連結会計年度比4.1%減)、セグメント利益69百万円(前連結会計年度セグメント利益39百万円、同77.0%増)となりました。

営業販売事業においては、売上高9億83百万円(前連結会計年度売上高10億49百万円、前連結会計年度比6.3%減)、セグメント損失16百万円(前連結会計年度セグメント利益11百万円)となりました。

アパレル事業においては、売上高46百万円(前連結会計年度売上高52百万円、前連結会計年度比10.3%減)、セグメント損失2百万円(前連結会計年度セグメント利益0.6百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、直営店舗の内外装・設備工事、社内OA機器取得、新規システム開発などにより総額2億42百万円の設備投資を実行いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金6億40百万円の調達を行いました。その他増資等による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2021年4月～ 2022年3月)	第 36 期 (2022年4月～ 2023年3月)	第 37 期 (2023年4月～ 2024年3月)	第 38 期 (当連結会計 年度) (2024年4月～ 2025年3月)
売 上 高 (千円)	5,731,039	6,058,108	5,773,318	5,917,036
経 常 利 益 (千円)	248,513	89,660	△37,543	37,330
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	227,860	41,239	△51,155	17,545
1株当たり当期純利益 (円)	90.92	16.45	△20.41	7.00
総 資 産 (千円)	3,362,344	3,291,202	3,373,261	3,837,579
純 資 産 (千円)	789,769	844,254	801,670	822,899
1株当たり純資産 (円)	304.12	324.87	308.09	311.94

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2021年4月～ 2022年3月)	第 36 期 (2022年4月～ 2023年3月)	第 37 期 (2023年4月～ 2024年3月)	第 38 期 (当事業年度) (2024年4月～ 2025年3月)
売 上 高 (千円)	4,605,892	4,910,196	4,790,861	5,057,736
経 常 利 益 (千円)	224,156	120,178	△36,095	33,851
当 期 純 利 益 (千円)	204,320	74,097	△46,345	45,496
1株当たり当期純利益 (円)	81.53	29.56	△18.49	18.15
総 資 産 (千円)	3,051,690	3,032,986	3,037,306	3,584,743
純 資 産 (千円)	689,728	753,759	681,833	726,374
1株当たり純資産 (円)	264.21	288.77	260.28	273.43

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スクエアツウ・ジャパン株式会社	千円 10,000	100%	ゴルフ用品の小売り及び卸売り 事業
The Golf Exchange, Inc.	US\$ 400,000	100% (100%)	ゴルフ用品の小売り及び卸売り 事業

(注) 議決権比率欄の () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

4. 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、リユース市場におきましては、物価上昇に対する生活防衛、環境保護等理由は様々ありますが、リユースへのニーズは底堅く、新規参入やM&Aも一段と進み、市場規模は拡大が続くものと思われまます。ゴルフ用品市場におきましては、市場内競争、他レジャー市場との競争は続くものの、市場規模に大きな変化は起こらないものと思われ、値上げ動向や猛暑、台風等の気候状況が不確定要素になるものと思われまます。

以上のことを踏まえ当社グループにおきましては、「新中期経営計画 Breakthrough2028（2026年3月期～2028年3月期）」をスタートし、今後、ゴルフにおけるゴルフドゥ！経済圏の確立を目指してまいります。同計画においては、①ゴルフドゥ！店舗網の更なる拡大 ②オムニチャネル戦略の推進 ③ゴルフ関連商品取り扱いの拡大 ④インドアゴルフ練習場の驚異的な成長の4つを重点施策とし、今までの遅れを一気に挽回するため、初年度を助走期間として残りの2年間で大きな飛躍を遂げることを描いております。また、6月に新規事業として無人のインドアゴルフ練習場「DODO GOLF（ドドゴルフ）」を開始し、事業の多角化による利益の増大を図るとともに、ゴルフスクール「ゴルフドゥ！STUDIOレッスン&フィッティング」と併せて物販に偏る事業比率の改善にも努めてまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

直営事業におきましては、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」の機能強化を引き続き進めるとともに、オムニチャネル戦略の推進により「ゴルフドゥ！」店舗と併せて底上げを図ってまいります。また、店舗の人員不足解消に向けて採用の強化及び離職の抑制に取り組んでまいります。

フランチャイズ事業におきましては、直近の2年間において「ゴルフドゥ！」の新規開店が2店舗に止まっていることから、加盟店開拓を重点的に進めてまいります。また、店舗数の減少を防ぐべく、支援の強化によって既存店の底上げを図ってまいります。

営業販売事業におきましては、卸売りの規模拡大を図るため、売れ筋商品の確保を最優先に取り組むとともに、引き続き米国子会社による国内向け小売りの強化にも取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
直営事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店、ゴルフスクール「ゴルフドゥ！STUDIOレッスン&フィッティング」、ECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」並びにECモールに出店する「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリShops ゴルフドゥ！」の運営
フランチャイズ事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部の運営及び新規フランチャイズ加盟店の開拓
営業販売事業	ゴルフ用品の卸売り及び国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」の運営
アパレル事業	アパレルの小売りチェーン「シュエラール」のフランチャイズ店運営

(注) 2025年3月31日付でアパレル事業は終了いたしました。

6. 主要な事業所及び店舗 (2025年3月31日現在)

(1) 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
ゴルフドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番8
ゴルフドゥ！NEXT宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番1
ゴルフドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番1号
ゴルフドゥ！NEXTさいたま三室店	埼玉県さいたま市緑区三室1215番1
ゴルフドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国清寺町26番6
ゴルフドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷一丁目27番21号
ゴルフドゥ！NEXT川越店 (ゴルフドゥ！STUDIO川越併設)	埼玉県川越市山田1652番1
ゴルフドゥ！NEXTグローボ蘇我店 (ゴルフドゥ！STUDIOグローボ蘇我併設)	千葉県千葉市中央区川崎町1番34号
ゴルフドゥ！柏店	千葉県柏市若柴2番1号
ゴルフドゥ！成田美郷台店	千葉県成田市美郷台一丁目19番地1
ゴルフドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南二丁目16番3の2
ゴルフドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井三丁目18番2号
ゴルフドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13

名 称	所 在 地
ゴルフドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間一丁目1番地38
ゴルフドゥ！厚木店	神奈川県厚木市林五丁目7番2号
ゴルフドゥ！イオンタウン加古川店	兵庫県加古川市東神吉町出河原862
ゴルフドゥ！福岡有田店	福岡県福岡市早良区有田6丁目26-3
ゴルフドゥ！春日店	福岡県春日市春日4丁目86
ゴルフドゥ！佐賀北店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字坪上古川718番1
ゴルフドゥ！熊本南店	熊本県熊本市南区御幸笛田2丁目12番1号
ゴルフドゥ！菊陽バイパス店	熊本県菊池郡菊陽町津久礼158-12
ゴルフドゥ！東大分店	大分県大分市牧3丁目1番1号
シューラルーイオン栃木店	栃木県栃木市箱森町37-9
西日本営業所	兵庫県神戸市北区上津台九丁目3番1
吉野町物流センター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番地14
武蔵浦和物流センター	埼玉県さいたま市南区内谷6丁目394番17外

(注) 1. 2025年3月31日付でシューラルーイオン栃木店を譲渡いたしました。

2. 2025年2月28日付でゴルフドゥ！武蔵村山店を移転のため閉店し、2025年4月11日付でゴルフドゥ！NEXT昭島武蔵野店として開店いたしました。

(2) 子会社

国 内	スクエアツウ・ジャパン株式会社	(埼玉県さいたま市)
海 外	The Golf Exchange, Inc.	(米国カリフォルニア州)

7. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
直営事業	93 (177) 名	1名減 (22名増)
フランチャイズ事業	4 (0) 名	増減なし (増減なし)
営業販売事業	15 (13) 名	1名増 (2名減)
アパレル事業	1 (3) 名	1名減 (増減なし)
全社（共通）	13 (3) 名	1名減 (増減なし)
合計	126 (196) 名	2名減 (20名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 管理部門に所属している使用人は事業区分に該当しないため、全社（共通）として記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115 (190) 名	2名減 (19名増)	39.4歳	8年2ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢は小数点第2位以下を切り捨てております。

8. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	805,330
株式会社足利銀行	286,664
株式会社商工組合中央金庫	208,100
株式会社武蔵野銀行	201,647
朝日信用金庫	100,000
株式会社東日本銀行	86,640
株式会社みずほ銀行	50,000
飯能信用金庫	50,000
株式会社常陽銀行	46,688
株式会社徳島大正銀行	40,024

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式総数 2,605,642株
- (3) 株主数 4,278名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
松 田 芳 久	792,400	31.61
佐 藤 智 之	170,500	6.80
楠 木 哲 也	121,400	4.84
伊 東 龍 也	95,900	3.82
株式会社アクシスパートナーズ	48,400	1.93
竹 田 慎	40,000	1.59
石 川 清 幸	27,000	1.07
若 杉 精 三 郎	27,000	1.07
フ ォ ー ク 株 式 会 社	26,400	1.05
今 井 み き	26,000	1.03

- (注) 1. 当社は自己株式を99,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2025年 3月31日 現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	松 田 芳 久	スケアツク・ジャパン株式会社 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	佐 久 間 功	スケアツク・ジャパン株式会社 取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役
取 締 役	島 田 知 子	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所パートナー ベース株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 澤 幸 乃	
取 締 役 (監査等委員)	志 村 孝 典	
取 締 役 (監査等委員)	西 野 秀 明	司法書士まめの木事務所 代表

- (注) 1. 取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 志村孝典氏及び西野秀明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 志村孝典氏及び西野秀明氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 取締役 島田知子氏及び監査等委員である取締役 西野秀明氏は、以下のとおり、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 島田知子氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・監査等委員である取締役 西野秀明氏は、司法書士の資格を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小澤幸乃氏を2021年10月1日付で常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び西野秀明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びにそれらの相続人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としなないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月25日開催の取締役会において、役員報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

A. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、AからFまで「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬と自社株報酬で構成されるものとし、当社の中長期的な成長と企業価値の増大を目指すにあたって、各事業年度における業績の向上を図るうえでインセンティブとして有効に機能し、業績拡大のコミットメントを高めることを目的とする。また、その決定プロセスの妥当性及び客観性を確保するものとし、個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本として決定する。金銭報酬については、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬としての基本報酬及び社外取締役を除く取締役のインセンティブ報酬（賞与）としての業績連動報酬とし、自社株報酬については業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションを基本とする。なお、当社は本決定方針制定時点において、業績連動型ストックオプションを導入していないが、今後、以下の方針を基に、業績連動型ストックオプションの導入の検討を行うものとする。

B. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社業績等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会において決定するものとする。

- C. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度の業績に応じたものとし、基本報酬と合わせて株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内において、定時株主総会後に賞与として金銭で支給する。なお、業績連動報酬は支給率（業績連動係数）が100%のときに基本報酬の15%相当額となり、各事業年度の目標値（業績指標）に対する達成度合い（以下、aという。）と前年度実績に対する比率（以下、bという。）を算出し、それに応じて算定された額を支給するものとする。

業績指標については以下のとおりとする。

a：売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の単年度目標に対する達成率

b：売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の前年度実績に対する比率

aの目標値は従業員と共通の数値設定とする。その数値は全社一丸で目指す目標として一定の妥当性・納得性を考慮し、公表される業績予想とは異なるものとなる場合がある。なお、経営会議での審議、取締役会での承認のもとに決定することで、その決定プロセスの客観性及び透明性を確保することとする。

支給率の算定にあたっては、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、以下の手順にて行うものとする。ただし、aの営業利益目標、経常利益目標、当期純利益目標のいずれかがマイナスの場合は、支給はしないものとする。また、bの前年度営業利益、前年度経常利益、前年度当期純利益のいずれかがマイナスの場合は、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益を全て、当事業年度実績との対比が可能な直近事業年度の実績に変更し算定に用いる。

I a、bを業績指標ごとに算出する。

II Iに所定のウェイト率を乗じた数値を合算する。

III IIからa、bそれぞれの業績連動係数を0%～250%の範囲で決定する。

IV a、bのIIIを合算し2で除する。

V 基本報酬の15%相当の額にIVを乗じて算定する。

業績指標

指標	ウエイト率
売上高	40%
営業利益	30%
経常利益	20%
当期純利益	10%

業績連動係数

a 目標達成率	120%以上	115%以上 120%未満	110%以上 115%未満	105%以上 110%未満	100%以上 105%未満	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	90%未満
業績連動係数	250%	225%	200%	150%	100%	75%	50%	0%
b 前年度実績比率	200%以上	180%以上 200%未満	160%以上 180%未満	140%以上 160%未満	120%以上 140%未満	110%以上 120%未満	100%以上 110%未満	100%未満
業績連動係数	250%	225%	200%	150%	100%	75%	50%	0%

- D. 自社株報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

自社株報酬は、業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションとする。業績連動型ストックオプションの算定に際しては、役位に応じて設定した付与数につき、あらかじめ定める利益目標の達成で新株予約権を行使できるものとする。株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションは、株主総会で決議がなされた範囲内で、前記B.の事項を総合的に勘案した上で付与し、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする。

- E. 基本報酬の額又は自社株報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社の業績状況等を総合的に勘案して設定するものとし、基本報酬と業績連動報酬の比率の目安は、業績連動係数が最も高い場合である250%において10：3.75とする。

- F. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を委任する場合は、次の事項に基づくものとする。

- a. 第三者に委任することとする場合における委任を受ける者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において、当社代表取締役の決定に一任するものとする。

b. 委任権限の内容

代表取締役は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定するものとする。

c. 委任理由

各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役に委任するものとする。

d. 権限の適切な行使のための措置の内容

代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえて決定するものとする。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

当社の監査等委員である取締役の報酬は金銭報酬とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。金銭報酬は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬を基本報酬とする。基本報酬の金額は、業務執行に対する監査の実効性確保を最重要視し、独立した立場である監査等委員としての職責、非財務的な観点での経営に対する監督面から総合的に勘案し、監査等委員会において決定するものとする。なお、監査等委員の個別の報酬等の決定は、監査等委員の全員の同意を要するものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ. 委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、2024年6月27日開催の取締役会において、当社代表取締役会長である松田芳久氏の決定に一任しております。

ロ. 委任権限の内容

代表取締役会長は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定しております。

ハ. 委任理由

各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役会長に委任しております。

ニ. 権限の適切な行使のための措置の内容

代表取締役会長は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえ決定しております。

以上のことから、取締役会は代表取締役会長による取締役の個人別の報酬等の内容は、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53,569 (1,800)	42,000 (1,800)	— (—)	11,569 (—)	3 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	6,000 (2,400)	6,000 (2,400)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	59,569 (4,200)	48,000 (4,200)	— (—)	11,569 (—)	6 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は、第11回新株予約権に係る株式報酬費用です。
2. 2022年6月25日開催の第35期定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬額（基本報酬）は年額3億円以内（うち社外取締役年額2,000万円以内）です（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役1名）です。なお、定款が定める取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名以内です。
3. 2015年6月26日開催の第28期定時株主総会において決議された、監査等委員である取締役の役員報酬額（基本報酬）は年額2,000万円以内です。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。なお、定款が定める監査等委員である取締役の員数は3名以上です。
4. 2022年6月25日開催の第35期定時株主総会において決議された株式報酬額は、基本報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する報酬等として年額1億5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものです。また、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める旨のご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、2名です。
5. 当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対して、賞与は支給していません。
6. 当社役員には、連結報酬等（連結子会社の役員としての報酬等を含む。）の総額が1億円以上である者はおりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役 島田知子氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所のパートナー及びベース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員） 西野秀明氏は、司法書士まめの木事務所代表であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 島田知子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、コンプライアンス及びリスク管理に関する的確な助言・提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 志村孝典	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。当社における長年の社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、業務執行に対する監督、的確な提言を行っております。また、監査等委員会において、監査機能に関する発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 西野秀明	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、業務執行に対する監督、的確な提言を行っております。また、監査等委員会において、コンプライアンスに関する発言を適宜行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名 称 監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人和宏事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,974,627	流 動 負 債	1,992,954
現金及び預金	891,717	買掛金	429,950
売掛金	346,039	短期借入金	900,000
商品	1,654,364	1年内返済予定の長期借入金	266,640
未収還付法人税等	375	未払法人税等	36,080
その他	82,396	賞与引当金	28,135
貸倒引当金	△ 266	ポイント引当金	25,256
固 定 資 産	862,952	株主優待引当金	19,578
有 形 固 定 資 産	286,180	その他	287,313
建物及び構築物	227,625	固 定 負 債	1,021,726
工具器具備品	29,108	長期借入金	708,453
建設仮勘定	29,447	退職給付に係る負債	181,373
無 形 固 定 資 産	316,496	資産除去債務	80,570
ソフトウェア	290,320	その他	51,329
ソフトウェア仮勘定	20,818	負 債 合 計	3,014,680
のれん	3,130	純 資 産 の 部	
その他	2,226	株 主 資 本	668,544
投資その他の資産	260,274	資本金	515,838
投資有価証券	49,766	資本剰余金	169,240
長期貸付金	36,083	利益剰余金	81,672
敷金及び保証金	164,369	自己株式	△ 98,208
繰延税金資産	27,658	その他の包括利益累計額	113,316
その他	20,647	その他有価証券評価差額金	24,496
貸倒引当金	△ 38,251	為替換算調整勘定	88,820
		新 株 予 約 権	41,038
		純 資 産 合 計	822,899
資 産 合 計	3,837,579	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,837,579

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,917,036
売 上 原 価		3,665,008
売 上 総 利 益		2,252,027
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,223,502
営 業 利 益		28,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,118	
受 取 手 数 料	5,329	
助 成 金 収 入	10,163	
そ の 他	4,094	24,705
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,380	
為 替 差 損	92	
そ の 他	425	15,898
経 常 利 益		37,330
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	60,597	60,597
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	28,282	
店 舗 閉 鎖 損 失	4,035	
そ の 他	3,067	35,386
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		62,542
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,155	
法 人 税 等 調 整 額	15,841	44,996
当 期 純 利 益		17,545
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		17,545

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	515,838	169,240	76,659	△ 98,208	663,530
当期変動額					
剰余金の配当			△ 12,532		△ 12,532
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,545		17,545
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	5,013	—	5,013
当期末残高	515,838	169,240	81,672	△ 98,208	668,544

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	18,476	90,201	108,678	29,461	801,670
当期変動額					
剰余金の配当					△ 12,532
親会社株主に帰属する 当期純利益					17,545
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	6,019	△ 1,380	4,638	11,577	16,215
当期変動額合計	6,019	△ 1,380	4,638	11,577	21,229
当期末残高	24,496	88,820	113,316	41,038	822,899

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,560,082	流 動 負 債	1,851,766
現金及び預金	720,276	買掛金	317,586
売掛金	263,830	短期借入金	900,000
商品	1,473,186	1年内返済予定の長期借入金	266,640
その他	102,789	未払法人税等	34,330
固 定 資 産	1,024,661	賞与引当金	25,346
有 形 固 定 資 産	283,739	ポイント引当金	25,256
建物	202,273	株主優待引当金	19,578
その他	81,466	その他	263,027
無 形 固 定 資 産	316,496	固 定 負 債	1,006,603
ソフトウェア	290,320	長期借入金	708,453
ソフトウェア仮勘定	20,818	退職給付引当金	179,670
のれん	3,130	資産除去債務	78,179
その他	2,226	その他	40,300
投資その他の資産	424,425	負 債 合 計	2,858,369
関係会社株式	214,856	純 資 産 の 部	
長期貸付金	36,083	株 主 資 本	685,335
敷金及び保証金	161,608	資 本 金	515,838
繰延税金資産	29,480	資 本 剰 余 金	169,240
その他	18,479	資 本 準 備 金	9,717
貸倒引当金	△ 36,083	その他資本剰余金	159,523
		利 益 剰 余 金	98,464
		利 益 準 備 金	5,012
		その他利益剰余金	93,451
		繰越利益剰余金	93,451
		自 己 株 式	△ 98,208
		新 株 予 約 権	41,038
		純 資 産 合 計	726,374
資 産 合 計	3,584,743	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,584,743

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：千円)

売 上 高		5,057,736
売 上 原 価		3,009,919
売 上 総 利 益		2,047,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,043,641
営 業 利 益		4,175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	740	
受 取 手 数 料	40,487	
そ の 他	4,098	45,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,261	
為 替 差 損	21	
そ の 他	366	15,649
経 常 利 益		33,851
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	60,597	60,597
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
店 舗 閉 鎖 損 失	4,035	
そ の 他	3,067	7,103
税 引 前 当 期 純 利 益		87,346
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,725	
法 人 税 等 調 整 額	16,124	41,850
当 期 純 利 益		45,496

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	515,838	9,717	159,523	169,240	3,759	61,740	65,500
当期変動額							
剰余金の配当						△ 12,532	△ 12,532
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立					1,253	△ 1,253	—
当期純利益						45,496	45,496
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,253	31,710	32,963
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	5,012	93,451	98,464

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△ 98,208	652,371	29,461	681,833
当期変動額				
剰余金の配当		△ 12,532		△ 12,532
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—		—
当期純利益		45,496		45,496
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	11,577	11,577
当期変動額合計	—	32,963	11,577	44,540
当期末残高	△ 98,208	685,335	41,038	726,374

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 澤 幸 乃 ㊟

監 査 等 委 員 志 村 孝 典 ㊟

監 査 等 委 員 西 野 秀 明 ㊟

(注) 監査等委員 志村孝典及び西野秀明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額12,532,210円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本總會終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	まつだよしひさ 松田芳久 (1958年8月21日生)	1986年11月 有限会社ボックスグループ 代表取締役 1987年9月 有限会社プラスワン代表取締役 1989年2月 有限会社ボックスグループを 株式会社へ改組、代表取締役 1996年9月 スタアダイレクト株式会社取締役 2000年4月 有限会社プラスワンを 株式会社ゴルフ・ドウへ改組、 代表取締役 2005年4月 当社取締役会長 2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役 2015年10月 株式会社サワン代表取締役 2021年4月 当社代表取締役会長（現任） スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長	792,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立以来の豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社の成長に貢献してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
2	さくま いさお 佐久間 功 (1974年12月16日生)	2000年6月 株式会社アサヒトレーディング入社 2002年6月 当社入社 2007年2月 当社直営事業本部長 2013年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役(現任) 2021年4月 当社代表取締役社長(現任) The Golf Exchange, Inc. 取締役(現任) (重要な兼職の状況) スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役	13,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業活動に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、長年にわたり直営事業において当社の成長に貢献するとともに、第35期からは代表取締役社長として当社を牽引してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	しまだちこ 島田知子 (1974年8月24日生)	2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所 2007年1月 内閣官房司法制度改革推進室任官 2009年9月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所 2010年1月 同事務所パートナー(現任) 2022年3月 ベース株式会社社外取締役 [監査等委員](現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所パートナー ベース株式会社社外取締役[監査等委員]	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有し、特にコンプライアンス・リスク管理の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の経営に関する決定について関与いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 島田知子氏は社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。また、当社は、同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 候補者である松田芳久氏は、2021年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第8回新株予約権）、2022年5月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第10回新株予約権）、2024年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第11回及び第12回新株予約権）及び2024年8月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第13回新株予約権）を保有しております。また、候補者である佐久間功氏は、2024年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第12回新株予約権）及び2024年8月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第13回新株予約権）を保有しており、新株予約権の数は両氏合計で3,200個（320,000株）となります。本新株予約権につきましては、本第38期定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）新株予約権等の状況をご参照ください。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、島田知子氏と、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おぎわ ゆきの乃 小 澤 幸 乃 (1955年4月25日生)	1986年11月 有限会社ボックスグループ入社 1993年12月 株式会社ボックスグループ取締役 2000年4月 当社取締役 2000年9月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役 [監査等委員] 2021年10月 当社取締役 [常勤監査等委員] (現任)	12,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社において常勤監査役及び監査等委員である取締役として、加えて監査等委員会設置会社移行時からの監査等委員会委員長として監査活動に関する豊富な経験と知見を有し、長年にわたり当社の成長に貢献してまいりました。その実績と経験から、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	しむら たかのり 志 村 孝 典 (1959年2月19日生)	1988年9月 株式会社水上三洋商会入社 2000年9月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)	7,800株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、当社において長年にわたる監査役及び監査等委員である取締役の経験と知見が、当社の取締役会の実効性向上及び業務執行に対する監督、助言等に資するものと期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、監査機能の強化・充実に関し独立した立場から関与していただく予定です。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
3	にし の ひで あき 西野 秀明 (1979年8月8日生)	2007年4月 太陽誘電株式会社入社 2015年7月 司法書士まめの木事務所開業、 代表(現任) 2023年6月 当社社外取締役[監査等委員] (現任) (重要な兼職の状況) 司法書士まめの木事務所代表	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士として法務に関する相当程度の知見を有しており、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、法務について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、法務・コンプライアンスに関し独立した立場から関与していただく予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 志村孝典氏及び西野秀明氏は、社外取締役候補者であり、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。志村孝典氏の在任期間は本総会終結の時をもって10年であり、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員(社外監査役)でありました。西野秀明氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。また、当社は、両氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、小澤幸乃氏、志村孝典氏及び西野秀明氏と、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、三氏の再任が承認された場合は、三氏と当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります(ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く)。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する の 株式 数
えん どう けい こ 遠 藤 恵 子 (1965年7月24日生)	2002年10月 司法書士遠藤事務所開設 代表(現任) 2007年5月 埼玉司法書士会理事 2015年5月 埼玉司法書士会綱紀調査委員 2023年10月 日本司法書士会連合会総務委員(現任) (重要な兼職の状況) 司法書士遠藤事務所代表 日本司法書士会連合会総務委員	—
<p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び役割の概要】</p> <p>同氏を補欠の社外取締役候補者とする理由は、司法書士としての知見と経験を有し、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考えたためであります。また、同氏が選任され就任した場合は、法務・コンプライアンスに関し独立した立場から関与していただく予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 遠藤恵子氏は補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります(ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く)。遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番

ザ マーク グランド ホテル

4F THE MARK ROOM (ザ・マークルーム)

TEL：048-601-1111 (代表)



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約10分

J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約15分

- ・当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
- ・本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。